

令和 7 年度 長柄町監査計画

令和 7 年 3 月 2 8 日

長柄町監査委員決定

1 実施方針

令和 7 年度の監査等は、次の実施方針に基づき実施する。

- (1) 監査等の目的は、次のとおり実施することにより、町の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と町政への信頼確保に資するものとする。

ア 監査及び検査については、町の行財政運営が、地方自治法第 2 条第 1 4 項から第 1 6 項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを検証する。

イ 審査については、審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠し、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを審査する。

ウ 町で策定した各種計画等に則して事業が執行されているか審査する。

- (2) 監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するとともに、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施する。なお、その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備状況及び運用状況を評価した上で総合的に判断する。

2 監査等の種類及び対象

監査等の種類及び対象は、次のとおりとする。実施に当たっては、リスクの重要度及び過去の監査結果に対する措置状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で監査等を行うこととする。

- (1) 定期監査（地方自治法第 1 9 9 条第 4 項）

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて、監査を実施する。

- (2) 行政監査（地方自治法第 1 9 9 条第 2 項）

課等の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等、町の一般行政事務が合理的かつ効率的に行われているかについて、監査のテーマ及び対象を監査委員の協議により設定し、定期監査と併せて実施する。

- (3) 財政援助団体等監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

監査委員の協議において必要があると認めたとき、財政的援助を与えている団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施する。

- (4) 例月出納検査（地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項）

毎月の計数の正確性を確認するとともに、現金の出納事務が適正か、当該検査月分を対象

として検査を実施する。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

令和6年度決算について、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかについて、審査を実施する。

(6) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正であるかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

(8) その他の監査（地方自治法第242条、第98条、第199条など）

本計画に定める各監査のほか、住民監査請求に基づく監査、議会の要求に基づく監査、町長の要求に基づく監査などは、請求や要求に基づき行う。

3 監査等の種類別実施予定時期

監査等の種類別実施予定時期及び報告・公表時期は、次表のとおりとする。

監査等実施時期及び報告・公表時期

監査等の種類	実施期間	報告・公表時期
定期監査及び行政監査	令和8年1月	令和8年2月
財政援助団体等監査	随 時	随 時
例月出納検査	令和7年4月 ～令和8年3月	毎 月
各会計歳入歳出決算審査 (基金運用審査を含む)	令和7年8月	令和7年9月
健全化判断比率等審査	令和7年8月	令和7年9月
その他の監査	随 時	随 時

※ 監査等の対象は、該当する全ての課とする。